

災害時における相互協力に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川刑務所（以下「乙」という。）は、甲の市域において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生のおそれがある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域に災害が発生又は発生のおそれのある場合について、甲の要請により乙の管理する施設の一部を避難場所等として使用すること及び甲の行う災害対策に乙が協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものである。

（使用の申請等）

第2条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が指定する施設を甲が避難場所として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、刑務所の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（1）鍛錬場

（2）その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、乙に避難場所等の使用申請を行うときは、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）を提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙が甲に対し行う協力は、次のとおりとする。

（1）甲の避難所としての施設使用

（2）その他、災害対策上必要と認められる協力

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲から第2条第2項の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認められるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可するときは、国有財産法第19条において準用する同

法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設開錠等の措置を講じるものとする。

4 使用許可施設への避難誘導は、甲が行うものとする。

(使用期間)

第5条 乙が管理する施設の使用期間は1月以内とする。ただし、地域の被害状況等により、期間を延長する必要がある場合は、甲と乙の協議によるものとする。

(使用許可の取消し又は変更等)

第6条 乙は、次の各号に該当するときは、第4条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

(1) 乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき。

(2) 甲に、この協定に違反する行為が認められるとき。

(使用上の注意事項)

第7条 甲は、第2条第2項で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(乙への報告)

第8条 甲は、避難所等の使用によって、設備、建物等を毀損した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

(原状回復業務)

第9条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(経費の負担)

第10条 第3条に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

2 前項及び第9条第3項に規定する経費を除き、協力に要した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(管理者責任)

第11条 乙は、施設等に地域住民等が避難した際に発生した事故等に関する責任は一切負わないものとする。

2 余震その他の二次的災害により、第2条第1項に定める避難場所に損壊等が生じ、受入れ地域住民等の生命及び財産等に損害が生じた場合についても、前項と同様とする。

3 前2項について、甲は地域住民等に対し事前周知に努めるものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲及び乙が書面をもって、相手方に対して協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成30年3月27日

甲 旭川市6条通9丁目
旭川市
旭川市長 西川 将人



乙 旭川市東鷹栖3線20号620番地
旭川刑務所
旭川刑務所長 渡部 豊久



別紙様式1

平成 年 月 日

法務省所管国有財産部局長
旭川刑務所長

殿

申請者 住所 旭川市6条通9丁目
旭川市長

㊟

国 有 財 産 使 用 許 可 申 請 書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所 在 旭川市東鷹栖3線20番620号
- (2) 区 分 土地 (別添位置図のとおり (添付省略))
- (3) 数 量 当所 鍛錬場 1055.99平方メートル

2 使用しようとする理由

避難場所

3 使用しようとする期間

平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで

4 その他参考となるべき事項

別紙様式2

平成 年 月 日

旭川市長

殿

法務省所管国有財産部局長
旭川刑務所長

国有財産使用許可書

貴市から依頼のありました地域住民等の避難場所として、当所所管の国有財産を使用することについては、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在 旭川市東鷹栖3線20番620号
- (2) 区分 土地(別添位置図のとおり(添付省略))
- (3) 数量 当所 鍛錬場 1055.99平方メートル

2 使用内容

避難場所

3 使用期間

平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで

4 その他参考となるべき事項

- (1) 使用に当たっては、既設物を破損、損壊させないように注意して使用すること。
- (2) 避難場所及び防災関係機関の活動拠点等での事故及びトラブル等に関しては、旭川市長が一切の責任を負うこと。
- (3) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

